国の主要な岬の灯台等125か所において局地的な風向,風速等の観測を行い,その現況を無線電話,テレホンサービス又はインターネット・ホームページで提供する船舶気象通報を行った。

イ 気象・海象に関する知識の普及等

海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど,機会をとらえて気象・海象に関する知識の普及や技術指導を行うとともに,エルニーニョ現象等の動向に関する情報を報道機関を通じて周知した。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者,障害者等も含めたすべての利用者が旅客船,旅客船ターミナル,係留施設等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう,段差の解消,視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進した。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

1 海難防止思想の普及

海難を防止するためには,船舶運航者を始めとする海事関係者やマリンレジャー愛好者,さらには国民一人一人の海難防止に関する意識を高めることが重要となる。

このため,海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて安全運航に関する事項及び海事関係法令の遵守等について指導した。

特に平成22年7月16日から31日までの間,「見張り不十分又は操船不適切による衝突海難の防止」を重点事項に掲げて官民一体となって「全国海難防止強調運動」を全国一斉に実施したほか,霧などの気象条件や海難の発生傾向など地域や各種船舶の特性を考慮した地方レベルの「地方海難防止強調運動」を展開し,海事関係者に限らず広く国民全般に対して海難防止を呼びかけ,海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識の習得及び向上を図った。

2 民間組織の指導育成

海難防止対策の実効を期するには,海事関係者等 自らの活動が必要不可欠であり,海難防止を事業目 的とする海難防止協会,小型船安全協会等の各民間 組織が主体となった自主的活動が,着実かつ活発に 推進されるよう,その指導・育成の強化に努めた。

3 海難の原因究明結果の活用

運輸安全委員会が公表した事故等調査報告書の概要や分析結果の解説等を掲載した定期情報誌を発行し,海事関係者等に広く提供した。

また,関門海峡における船舶事故の再発防止を目的として,同事故事例を特集した外国人船員向けの 英語版情報誌を発行した。

さらに,海難防止に関する講習会等を関係機関・ 団体と連携のうえ実施し,海難防止思想の普及に努 めた。

4 外国船舶に対する情報提供等

外国船舶の海難を防止するため,我が国周辺の地理や気象・海象の特性等に不案内な外国船舶に対し,訪船やホームページを活用するなどして,ふくそう海域における航法や航路標識の設置状況等の航行安全上必要な情報等について周知するとともに航行安全指導を実施した。

特に,海域特性に応じた新たな航法の設定や船舶の危険防止のための航行援助の充実等を内容とする「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」の施行(平成22年7月1日)に際しては,日本語のみならず英語・中国語・韓国語・ロシア語による新たな制度を記したパンフレットの配布及びホームページへの掲載を行い,広く周知・指導を図った。

エルニーニョ現象

太平洋赤道域の日付変更線付近から南米のペルー沿岸にかけての広い海域で,海面水温が平年に比べて高い状態が1年程度続く現象。逆に,同じ海域で海面水温が平年より低い状態が続く現象はラニーニャ現象と呼ばれる。

また,過去日本海においては,木材流出事故が頻発しており,流出した木材が付近航行船舶の安全運航を阻害する事例や漁業施設を損壊する事例,海岸及びその付近に漂着した木材が海浜環境に被害をもたらす事例等が発生している。これら木材流出事故は,外国船舶によるものが多いことから,外国語によるリーフレットを用いて乗組員等に対し,直接指導を実施したほか,外交ルートを通じた申し入れを行うなどして,木材流出事故及びこれに起因する海

難の未然防止に努めた。

5 台風等特異気象時における安全対策の強化

台風等特異気象時における海難を防止するため, 海事関係者等に対し,海難防止講習会や訪船指導等 あらゆる機会を通じて,気象・海象の早期把握,荒 天時における早期避難等の安全指導や注意喚起を徹 底した。

第3節 船舶の安全な運航の確保

1 船員の資質の向上

深刻な海難を機に締結された「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)においては、船舶の航行の安全性を担保するための船員の知識・技能に関する国際基準が定められている。同条約に対応し、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基づく海技士試験の際、一定の乗船実務経験を求めつつ、最新の航海機器等に対応した知識・技能の確認を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の最新化を図った。

また,実践的な訓練を実施するための練習船の整備を促進し,船員教育訓練の充実に努めた。

さらに、船舶の安全な運航を確保し海難事故の未 然防止等を図るため、船員法(昭22法100)に基づ き、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制 の確保、救命設備及び消火設備の使用方法に関する 教育・訓練等について指導を行うとともに、これら の適確な実施を徹底するため、運航労務監理官によ る監査を行った。

2 船舶の運航管理等の充実

運航労務監査の強化

適切な船舶の運航管理の強化や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため,全国の地方運輸局等に配置された運航労務監理官は旅客船・貨物船等を対象として,海上運送法,内航海運

業法等に基づく監査を行うとともに,監査手法の改善と体制の充実に努め,その強化を図った。また, 事業者の安全統括管理者及び運航管理者に対する研修等を実施し,安全意識の向上と海難防止に向けた 取組の改善等を推進した。

さらに,大量の輸送需要が発生する年末年始における交通機関の安全性向上を図るため,平成22年12月10日から平成23年1月10日までの間,「年末年始の輸送等に関する安全総点検」として,海運事業者による自主点検や地方運輸局等による現地確認を行った。特に平成22年度は事業者による自主点検の実施率向上を図るため,業界団体を通じた周知の実施や点検事項の見直しを行った結果,約3%の自主点検の実施率向上が図られた。

重大事故等の再発防止対策

悪質な法令違反や重大事故等が発生した場合は,運航労務監理官による迅速かつ機動的な監査を実施し,原因の究明,安全管理体制の再構築や運航管理の徹底に向けた法令に基づく関係者の処分や指導,全国における同種事故の再発防止対策等を実施している。例えば,平成22年6月,熊本県天草市沖において,法定職員不在のまま運航していた事業者による衝突事故発生を受け,立入検査を実施した結果,同年8月に海上運送法に基づく「輸送の安全確保に関する命令」を発出した。また,平成21年11月に発生したフェリー「ありあけ」事故に関して,平成22年5月から平成23年3月にかけて「フェリー大傾斜事故防止対策検討委員会」を開催し,再発防止対策